

玉野市立宇野中学校PTA会則

第1章 総則

第1条 本会は、玉野市立宇野中学校PTAと称し、事務所を同校に置く。

第2条 本会は、玉野市立宇野中学校教育の充実・発展と生徒の福祉増進に協力し、併せて会員相互の親睦と研さんを図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 学校教育の民主化に対する理解を深めて、その推進に協力する。
- 2 学校と家庭との連携を緊密にし、地域の協力を得て生徒の心身の健全な発展を図る。
- 3 教育環境の発展を図る。
- 4 学区における社会教育の振興に協力する。
- 5 会員相互の研修のための諸行事を行う。

第2章 会員

第4条 本会の会員は、玉野市立宇野中学校生徒の保護者及び教職員とする。

第3章 役員

第5条 本会の役員は、若干名とする。

第6条 役員の選出は、役員会において会員中より候補者を推薦し、総会において決定する。

第7条 役員のうち、以下の任務を行う者を置く。

- 1 学校との連絡を中心となって行う者
- 2 連合PTAの担当
- 3 会計担当
- 4 会計監査担当

第8条 役員の任期は、一年を原則とするが、再任は妨げない。

第9条 本会は、総会・役員会をもつ。

第10条 総会は、毎年1回開く。臨時総会は、役員会が必要と認めた場合、又は全会員の5分の1以上の要求があった場合に開く。

第11条 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第12条 総会は、次のことを決める。

- 1 規約の決定及び改正に関すること。
- 2 役員の決定に関すること。
- 3 本会の事業に関すること。
- 4 予算の決議、決算の承認に関すること。
- 5 その他重要な事項

第13条 役員会は、役員が必要と認めたとき招集する。

第14条 役員会は、次のことを決める。

- 1 役員の選出
- 2 総会から委任された事項
- 3 総会に提出する議案
- 4 その他重要な事項

第4章 会計

第15条 本会の経費は会費・事業収入・寄付金をもってあてる。

第16条 会費は1口100円とし、毎月はじめに納めるものとする。ただし、2口以上の負担、2か月以上の前納を認める。

第17条 会員の慶弔に関しては次のとおりとする。

- 1 会員死亡の場合は、香典10,000円を送る。また、本校に在学する生徒の場合もこれに準じて実行する。
- 2 学校教職員の転退職の場合は、在籍1年までは1,000円とし、1年を超える場合は、1年増すごとに1,000円を加算する。ただし、5,000円をもって上限とする。
- 3 上記以外の場合は、別に協議する。

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 附則

第19条 この会則は、昭和34年5月29日より実施する。

(改正 昭和47年 4月30日)

(改正 平成14年 4月 1日)

(改正 平成17年 5月 2日)

(改正 平成19年 2月27日)

(改正 平成20年 5月 2日)

(改正 平成22年 4月30日)

(改正 令和 2年 4月25日)

(改正 令和 3年 4月30日)

部活動後援会会則

(名称)

第1条 本会は、玉野市立宇野中学校部活動後援会と称し、事務所を同校に置く。

(目的)

第2条 本会は、宇野中学校生徒会部活動の趣旨を理解し、心身ともに健全な生徒の育成に協力することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 宇野中学校生徒で学校代表として大会に参加するときは、実費交通費及び宿泊費を補助する。
2. 部活動充実のための援助を行う。ただし、運用規程は別に定める。

(会員)

第4条 本会の会員は、本校生徒の保護者の有志及び教職員をもって構成する。

(役員)

第5条 本会の運営委員は、P T A役員が兼務をする。

第6条 任期は、1年とする。ただし、留任は妨げない。

第7条 役員は、P T A役員が兼ねる。

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

1. 役員の中の学校との連絡を中心となって行う者が、会務を統括する。
2. 役員が、本会の庶務を処理し、総会及び運営委員会の議事を記録する。
3. 役員の中の会計担当が、本会の会計事務をつかさどる。
4. 役員の中の会計監査担当は、その年度の会計を監査する。

(会議)

第9条 本会は、次の会議をもつ。

総会・役員会

第10条 総会は、毎年1回P T A総会と同時に開く。

第11条 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第12条 総会は、次のことを決める。

1. 会則の決定及び改正に関すること。
2. 役員の決定の承認に関すること。
3. 本会の事業に関すること。
4. 予算の決議、決算の承認に関すること。
5. その他重要な事項

第13条 役員会は、次のことを決める。

1. 総会から委任された事項に関すること。
2. 役員候補者の選出に関すること。
3. 総会に提出する議案に関すること。
4. その他重要な事項

(会計)

第14条 本会の経費は、会費・寄付金をもってあてる。

第15条 会費は1口100円とし、毎月はじめに納めるものとする。ただし、2口以上の負担、2か月以上の前納を妨げない。

第16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(附則)

第17条 この会則は、昭和59年5月25日より実施する。

(改正 平成13年11月29日)

(改正 平成20年5月2日)

(改正 平成21年5月1日)

(改正 平成23年5月2日)

部活動後援会運用規程

1. 派遣費について

宇野中学校生徒で学校代表として大会に参加するときは、交通費、宿泊費及び参加費を補助する。ただし、中体連、中吹連、中文連主催のものとする。なお、それ以外のものについてはその都度協議する。

(1) 市外で行われる大会に参加する場合に支給する。

(2) 支給人数は大会に出場する登録者数とする。

(3) 交通機関の利用は、公共交通機関を原則とし、団体割引が利用できる場合は団体割引運賃とする。

(4) 不参加者が出た場合は、支給済みの派遣費を返金すること。

(5) 岡山県代表として他府県での大会に出場する場合、役員会で協議し必要な派遣費を補助する。

<確認事項>

○ 市大会～県大会に参加する場合は、交通費の実費(公共交通機関を利用した時の金額)の半額を支給する。宿泊費については、原則支給しない。

○ 交通費は、中国大会に参加する場合は、一人5,000円を上限とし、全国大会に参加する場合は、一人10,000円を上限として支給する。宿泊費については、どちらの大会に参加する場合も、一人1日5,000円を上限として支給する。

○ 多額の出費を必要とする場合は、その都度、役員会にて協議を行う。

2. 部活動充実のための援助について

(1) 援助対象物品は部活動に必要な器具、用具、備品、設備とする。

(2) 購入品目については部活動担当者の協議による。

(3) 充実費はその年度の派遣費精算後の残額内とする。